

○奈良県警察被害者支援アドバイザー運用要領の制定について

(平成13年4月13日例規第18号)

[沿革] 平成31年4月例規第23号改正

身体犯若しくはひき逃げ事件の被害者若しくはその遺族又は交通死亡事故の遺族（以下「被害者等」という。）からの相談への対応等に当たっては、当該被害者等の精神的な打撃の程度やその性格、生活状況等に応じた個別具体的な対応が求められており、相談への対応等に当たる警察職員については、専門的な知識や技術が必要とされているところである。

そこで、臨床心理学、カウンセリング等に関する高度な知識又は技術を有する部外の専門家を奈良県警察被害者支援アドバイザーとして委嘱し、専門的な立場からの助言又は指導を受け、被害者等を適切に支援するため、別記のとおり奈良県警察被害者支援アドバイザー運用要領を制定し、平成13年4月13日から実施することとしたので、効果的に運用されたい。

別記

奈良県警察被害者支援アドバイザー運用要領

第1 目的

この要領は、奈良県警察被害者支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱、運用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 要件、委嘱等

- 1 アドバイザーは、次のいずれにも該当する者の中から、警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。
 - (1) 臨床心理、医療、カウンセリング等に関し専門的な知識を有する者であること。
 - (2) 警察が行う被害者対策に理解を示し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有する者であること。
 - (3) 原則として、県内に居住し、又は勤務している者であること。
- 2 アドバイザーの委嘱は、委嘱状（別記様式第1）を交付して行うものとする。
- 3 本部長は、アドバイザーが1の要件を欠くに至ったときは、その委嘱を解くことができる。

第3 任期

- 1 アドバイザーの任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日まで（以下「年度」という。）の1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 年度の途中においてアドバイザーに委嘱された者の任期は、委嘱された日から当該年度の終了する日までとする。

第4 任務

アドバイザーは、身体犯若しくはひき逃げ事件の被害者若しくはその遺族又は交通死亡事故の遺族（以下「被害者等」という。）に対して、被害者支援要員（被害者支援要員制度実施要領の制定について（平成11年8月例規第39号）に定める者をいう。）等の警察職員（以下「担当職員」という。）が行う次に掲げる活動（以下「被害者等支援活動」という。）に関し、必要な助言又は指導を行うことを任務と

する。

- (1) 被害者等からの相談への対応
- (2) 専門機関の紹介
- (3) その他被害者等を支援する活動

第5 秘密の保持

アドバイザーは、業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6 運用要領

1 助言又は指導の範囲

アドバイザーの助言又は指導は、あくまでも警察の責任において実施する被害者等支援活動の参考とするものであり、アドバイザーに必要以上の負担を強いることのないよう配慮しなければならない。

2 アドバイザーによる助言又は指導

- (1) 所属長は、担当職員が行う被害者等支援活動に関し、アドバイザーから助言又は指導を受ける必要があると認めるときは、被害者支援アドバイザー助言・指導依頼書（別記様式第2）により、警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）に報告するものとする。
- (2) 県民サービス課長は、所属長からアドバイザーの助言又は指導について依頼があったときは、当該事案の内容から適当と判断されるアドバイザーに連絡を取り、日程等の調整を行い、その結果を所属長に通知するものとする。
- (3) 担当職員がアドバイザーの助言又は指導を受ける場合は、原則として、アドバイザーを直接訪問して助言又は指導を受けるものとする。ただし、被害者等の状況、事案の概要、緊急性、地理的条件等から、アドバイザーへの訪問が不相当であると判断されるときには、事前に県民サービス課長の承認を受けた上で電話又は文書（ファクシミリを含む。）により、助言又は指導を受けることができる。

3 報告

所属長は、アドバイザーから助言又は指導を受けたときは、その内容等について速やかに被害者支援アドバイザー運用結果報告書（別記様式第3）により、県民サービス課長を経由して本部長に報告するものとする。

4 県民サービス課長又は所属長の責務

県民サービス課長又は所属長は、アドバイザーから助言又は指導を行うに当たって必要な調査等の依頼があったときは、積極的にこれに応ずるように努め、適切かつ効果的な助言又は指導が受けられるように配慮しなければならない。

委 嘱 状

様

あなたを奈良県警察被害者支援アドバイザーに委嘱します。

（期間は、委嘱の日から 年 月 日まで）

年 月 日

奈良県警察本部長

警視長

印

第 年 月 日 号

県民サービス課長 殿

所 属 長 名

被害者支援アドバイザー助言・指導依頼書

依 頼 年 月 日	年 月 日 ()
担 当 者	警察署 課 階級 氏名 電話番号 FAX番号
助 言 又 は 指 導 を 受 け る 事 項	
被 害 者 等	(住所) (氏名) (生年月日) (職業) (家族・その他関係者)
事 案 の 概 要	
そ の 他 参 考 事 項	

奈良県警察本部長 殿

所 属 長 名

被害者支援アドバイザー運用結果報告書

運用年月日 (運用時間)	年 月 日 () (午前・後 時 分から午前・後 時 分まで)		
アドバイザー氏名			
事 案 名			
被 害 者 等	住 所		
	氏 名		
	連絡先		
運 用 結 果 ・ 助言又は指 導内容 ・ 専門機関の 紹介の必要性 等			
今後の方針又は 問 題 点			
その他参考事項			
担 当 者	係		職 名
	氏 名		
	連絡先		